

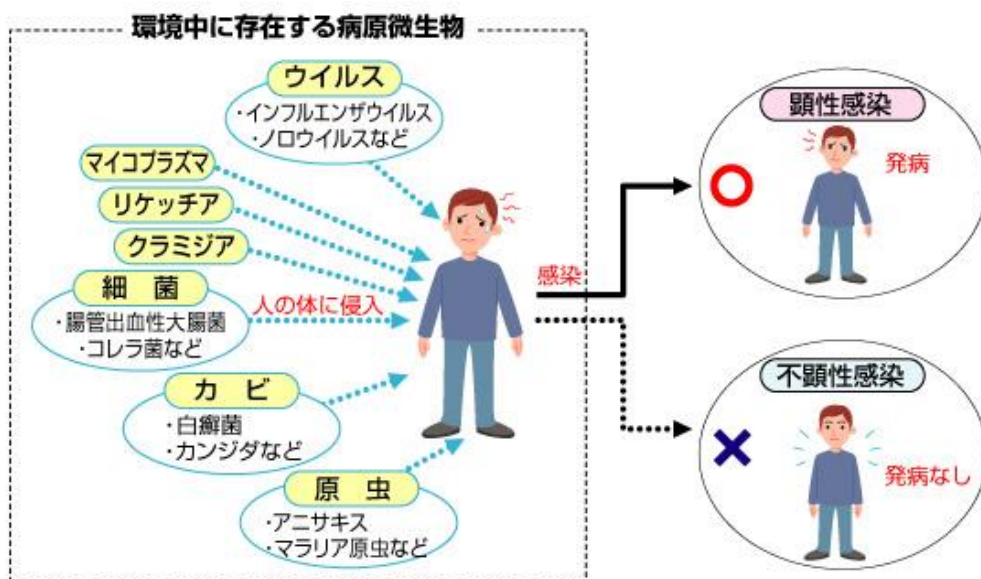
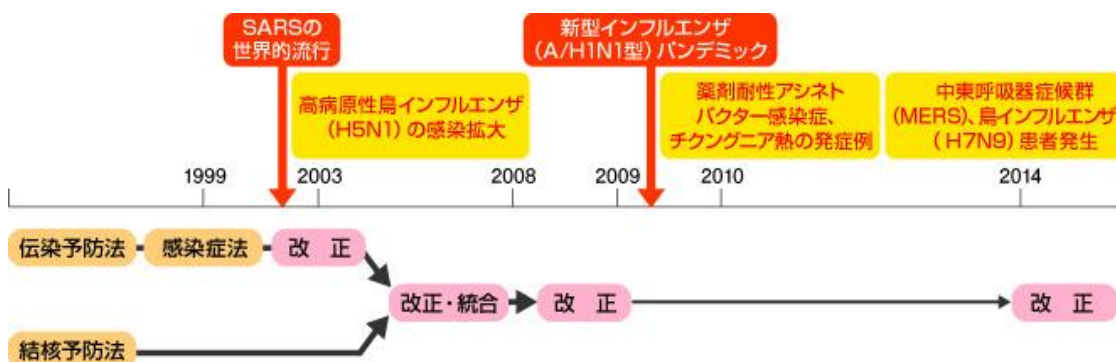
～ お知らせ ～

今、世界中が新型コロナウイルス感染で大変な状況になっています。

最近、「二類相当から五類へ」との議論が盛んに行われているようですが、日本における法律はどうなっているのでしょうか？

日本の感染症予防に関する法律は、「**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律**」があります。

「感染症法」では、症状の重さや病原体の感染力などから、感染症を一類～五類の5種の感染症と指定感染症、新感染症の7種類に分類しています。さらに2008年5月の改正により、新たに「新型インフルエンザ等感染症」が追加されました。



今、猛威を振るっている新型コロナウイルスは、SERS、MERS や鳥インフルエンザと同様に「[二類感染症](#)」に指定されています。

「[五類感染症](#)」は、百日咳、風しん、手足口病やインフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）などが指定されています。

【感染症法に基づき、感染症を5つに分類する理由は？】

【[二類感染症](#)と同等の扱いをされている新型コロナウイルスについて、季節性インフルエンザ相当の五類感染症への引き下げを求める声が強まりつつありますが、両者は何が違う？】

数多くの感染症がある中で、5つに分類する大きな理由は、

◎感染力と[重篤化](#)◎医療機関の対応◎感染者および周囲の行動—の3点について、総合的に評価するためです。

例えば、感染力については、一類、二類は『非常に感染性が強いウイルスで重篤化する危険性が高い』、三類は『さほど感染性は高くない』、四類は『人から人への感染がほとんどない（動物などを介して人に感染）』、五類は『発生動向から感染を予防する必要がある』とそれぞれ分類しています。

また、医療機関の対応については、一類、二類は『感染拡大による重篤化が懸念され、嚴重な感染予防策が必要となる』、三類から五類は『一類、二類ほど感染予防策を行う必要はない』として分類されています。

感染者および周囲の行動については、一類、二類は『患者数、重症者数を把握し、一定の行動制限を行う必要がある』、三類は『感染を拡大しうる職種への行動（就業）を制限する』、五類は『感染動向を把握し、感染者の登園などの日常生活への復帰の目安などを示す』として、それぞれ分類されています。

つまり、二類と五類の大きな相違点は、感染力と、重篤化の頻度です。

二類は感染力が強く、総合的に判断して重篤化しやすい感染症であり、五類は重篤化の危険性はそこまで高くないものの、感染動向によって対策を行う必要のある感染症に位置付けられています。

この2つの要因から人々の行動制限の程度を判断し、二類では感染拡大時には[緊急事態宣言](#)などの人流を減少させる強い行動制限をする必要がありますが、五類では、二類ほど強力な行動制限を行う必要はありません。

【二類相当から五類に引き下げた場合、どのようなメリット、デメリットが生じる？】

五類引き下げに反対する点については、2つの大きな理由があると考えられます。

1つ目は、外国人や、海外から帰国する日本人の国内への流入です。各国とも感染予防策として、マスクの着用や人々の行動制限（ロックダウンなど）を行っていますが、感染率や重症化率は日本よりも欧米諸国の方が高い傾向にあります。

仮に、五類に引き下げた場合、国内では行動制限や渡航が緩和されて、欧米などから人の流入が増加する可能性があり、諸外国の感染症状がある程度落ち着かないことには、日本国内の新型コロナウイルスの感染をコントロールすることが困難となることが想定されます。

2つ目は、患者の医療費負担が増え、検査の受け控えが発生する可能性があることです。現在、新型コロナウイルスは指定感染症であり、新型コロナウイルスに関する検査、治療にかかる費用は国が助成し、診察料を除いて患者の直接的な負担（窓口負担）はありません。しかし、五類感染症に引き下げることによって、指定感染症から除外された場合、新型コロナウイルスに対する抗原検査やPCR検査が保険診療となるため、患者が検査費用を負担することになります。

一方、五類に引き下げた場合、(1) 強力な行動制限を行う必要がなく、経済を停滞させる事態になる可能性は低い (2) 保険診療となるため、検査費用や治療費用は患者が負担する分、国は財政負担を軽減できる—というメリットが生じると考えられます。

	メリット	デメリット
2類感染症相当	症状がある場合や濃厚接触者に該当する場合などは、国が検査費用や治療費用を助成。そのため、国民が検査や治療をしっかりと受けようになり、感染者数や重症化率を確認しやすくなるため、迅速な感染対策を取ることができる	重症化の高い感染症と判断し、感染拡大を防止するために、行動制限が必要となる場合がある。また、検査費用や治療費用は国が負担するため、財源の確保が必要となる
5類感染症に引き下げ	強力な行動制限を行う必要がなく、経済を停滞させる事態になる可能性は低い。また、保険診療となるため、検査費用や治療費用は患者が負担する分、国は財政負担を軽減できる	海外への渡航など、行動制限を解除することで、新型コロナウイルスが海外から流入するリスクが高まる。また、検査時や治療時の負担が増加するため、検査の受け控えが起りやすくなる。その場合、感染者数や重症者数の正確な把握が困難となり、迅速な感染予防策を行うことが困難となることが想定される

2022年1月28日

福岡ワンヘルス協議会・事務局